

薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付要綱

制定 令和6年4月1日 区長決定 要綱 第134号

(助成金交付の目的)

第1条 この要綱は、薬物乱用防止推進品川地区協議会（以下「協議会」という。）が、区民の薬物乱用防止のために実施する事業に要する経費の一部について助成を行うことにより、区民の薬物乱用による身体とこころの健康被害を防止することを目的とする。

(助成金の対象経費)

第2条 助成金は、協議会が区民の薬物乱用防止のために行う事業で次に掲げる事業のうち、区長が必要かつ適当と認めたものに交付する。ただし、他の助成事業等で歳入があった場合または歳入が予定されている場合は、対象経費の実支出額からこれらを除いた額を交付するものとする。

(1) 区民の薬物乱用防止のために行う啓発事業経費

(2) 協議会運営経費

(3) その他薬物乱用防止に関する事業経費

(助成金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、前条に掲げる事業に要する経費の一部とし毎年度予算で定める範囲内とする。

(交付予定額の通知)

第4条 年度当初において、区長は協議会に対し、第1号様式により助成金の交付予定額を通知する。

(助成金の交付申請)

第5条 協議会は、前条に規定する交付予定額の通知を受けた時は、別に定める期限までに第2号様式による助成金交付申請書を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは、第3号様式による助成金交付決定通知書を協議会に送付する。

(申請の撤回)

第7条 協議会は、前条の交付決定の内容または条件に異議があるときは、助成金の交付決定

の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。ただし、その期間内に申請の撤回をしないときは、この決定に異議がないものとする。

(請求書の提出)

第8条 協議会は、第6条に規定する助成金交付決定通知書を受けたときは、区長が別に定める期限までに第4号様式による請求書を区長に提出しなければならない。

(交付決定通知の取消し等)

第9条 区長は、助成金の決定通知を受けた協議会が、その後の事情により特別の事情が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更の承認)

第10条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に区長の承認を得なければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽易なものについては、この限りではない。

(1) 助成対象事業の内容に変更を加えようとするとき

(2) 助成対象事業の全部または一部を中止または廃止しようとするとき

(実績報告書の提出)

第11条 協議会は、助成対象事業終了後または会計年度終了後、速やかに第5号様式による助成対象事業の事業実績報告書および収支決算書を区長に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第12条 協議会は、助成金の収入・支出に関する帳簿および事業に関する記録を整備し、経理および事業の状況を常に明確にしておかななければならない。

(決定の取消し)

第13条 区長は、協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき

(2) 他の用途に使用したとき

(3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき

(助成金の返還)

第14条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、その事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

発 第 号
年 月 日

薬物乱用防止推進品川地区協議会

会長 様

品川区長

年度薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金
の交付予定額について（通知）

薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付要綱に基づき、本年度交付予定額を
内示するので、下記により申請されたい。

記

- 1 交付予定額 金 円
- 2 申請書提出期限 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 年度 薬物乱用防止推進品川地区協議会事業計画書
 - (2) 年度 薬物乱用防止推進品川地区協議会収支予算書

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地

会名称

代表者名

年度薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付申請書

薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付要綱に基づき、下記金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- | | | |
|---|----|----------------------|
| 1 | 年度 | 薬物乱用防止推進品川地区協議会事業計画書 |
| 2 | 年度 | 薬物乱用防止推進品川地区協議会収支予算書 |

第3号様式（第6条関係）

収第 号
年 月 日

薬物乱用防止推進品川地区協議会

会長 様

品川区長

年度薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付決定通知

年 月 日付で申請のあった 年度薬物乱用防止推進品川地区協議会
助成金として、下記金額を交付する。

記

金 円

（条件）

1. 交付申請および交付決定の内容に変更があった場合は、すみやかに品川区に報告し、その指示をうけること。
2. 当該年度の事業終了後は、すみやかに実績報告書を提出すること。
3. 実績報告後、交付額の確定を受けた場合は、指定された日までに請求を行うこと。
4. 偽り、その他不正により交付を受けた場合には、交付決定の全部または一部を取り消す。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 へ

所在地

会名称

代表者名

年度薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金請求書

年 月 日付 収第 号で交付決定のあった

年度薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金として、下記の金額を
請求いたします。

記

金 _____ 円

年 月 日

品川区長 へ

所在地

会名称

代表者名

薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付要綱に基づく

年度の事業実績等について（報告）

薬物乱用防止推進品川地区協議会助成金交付要綱に基づき、助成金の交付を受けましたが、助成対象事業を完了したので、下記の書類を添え、事業実績の報告をいたします。

記

- 1 年度 薬物乱用防止推進品川地区協議会事業実績報告書
- 2 年度 薬物乱用防止推進品川地区協議会収支決算報告書